

平成25年（ワ）第38号等「生業を返せ、地域を返せ！」福島原発事故原状回復等請求事件等

原告 中島 孝 外

被告 国 外1名

意見陳述書

2014（平成26）年7月15日

福島地方裁判所 第1民事部 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 西 田 穰

原告ら準備書面（21）の概要について陳述します。

本書面は、第1、第2、第3で構成されています。第1は、主として、土木学会が策定した「津波評価技術」について、まずその内容を概説した上で、学術的な見地から評価できる部分はあるとしても、「深刻な災害が万が一にも起こらないようにする」という原子力発電所に要求される安全性のレベルから考えた場合、「津波評価技術」の地震・津波の想定は不十分であったことを主張しています。そして、第2では、この不十分な「津波評価技術」を根拠として、福島第一原子力発電所において、全交流電源喪失をもたらす津波を予見することができなかつたと主張する被告東京電力の準備書面（7）の問題点について指摘・反論をしています。続けて、第3でも、同じくこの「津波評価技術」を根拠として津波の予見可能性を否定している被告国の第3準備書面の第3の部分の問題点について指摘・反論をしています。

被告らの主張に対する反論は大筋において内容が共通しています。そこで、この

原告ら準備書面（21）の概要として、被告東京電力、被告国を分けることなく、津波を予見できなかったとする被告らの主張の問題点を指摘し、被告らにおいて、福島第一原子力発電所において、全交流電源喪失をもたらさう程度の津波、すなわちO. P. +10メートルを超える浸水高の津波が到来することを予見することは可能であったことの見解を述べます。

被告東京電力、被告国は、そろって「津波評価技術」に基づき想定される津波対策を行っており、本件事故に至る程度の津波の発生は予見できなかったと主張しています。例えば、被告東京電力は、「津波評価技術」が、本件事故以前の時点での津波評価手法を体系化した唯一の基準であったとし、この「津波評価技術」が本件事故以前の津波に関する科学的知見の到達点であったかのように主張しています。

しかし、「津波評価技術」は、論理必然的に結論が導き出されるような唯一絶対の基準ではありません。「津波評価技術」を策定した土木学会は、当時、民間の社団法人でしかなく、同学会が策定した「津波評価技術」も、直接に国の規制や施策に取り入れられることを目的としていませんでした。「津波評価技術」は、津波の波源モデルを用いたシミュレーションによって、到来する津波を予測する手法です。確かに、この「津波評価技術」のうち、基準断層モデルを前提として、試算・計算を行って最終的に津波の水位を推計するプロセスは最新の技術を集約したものといえるかもしれませんが、しかし、その推計の出発点となる、「将来発生することを否定できない地震に伴う津波」の想定については、歴史記録に残っている「既往最大の地震・津波」しか考慮しておらず、その歴史記録は現在から400年程度しか遡ったものでしかありません。なお、国際原子力機関（IAEA）の原子力発電所の安全目標やわが国の原子力安全委員会が提案している安全目標（案）・性能目標（案）は、1万年に1回という極めて低い確率まで考慮に入れて対策を検討すべきとされています。この1万年に1回という目標からすれば、わずか400年という限定された歴史上の記録にのみに依拠して地震及び津波に関する安全性を確認すれば足りると

した「津波評価技術」は、「深刻な災害が万が一にも起こらないようにする」ことが要請される原子力発電所における津波対策の観点からは、不十分なものであったというしかありません。

原告らの主張は、「津波評価技術」が、学術的工学的見地において、誤りだったとするものではありません。ただ、原子力発電所の設計に際しては、「深刻な災害が万が一にも起こらないようにする」という安全性に対して保守的な対応が要請されます。その場合、「津波評価技術」が、過去わずか400年程度の間起きた既往津波を対象とした推計・試算でしかないという点への慎重な配慮が必要であったにもかかわらず、被告らの主張にはこういった慎重な配慮のかけらも見当たらないことが問題であるとするものです。

これに対し、地震調査研究推進本部の「長期評価」は、既往地震を踏まえつつ、将来においてどこまでの地震発生の想定を行うべきかを検討していました。被告らは、この「長期評価」に対し、「波源モデルが示されていない」、「長期評価自身が信用度の低いことを認めていた」等主張して、津波対策の根拠になり得なかったかのように主張しています。しかし、「長期評価」は、被告国自身が、防災対策の検討などに利用されることを直接の目的として、三陸沖から房総沖にかけての地震活動について取り纏めたものです。被告らは、「長期評価」の信用性を問題視していますが、被告らは「長期評価」で示された津波の可能性を否定できる合理的な理由を何一つ主張していません。むしろ、現時点では、「長期評価」が正しかったことを認めています。当時、すなわち2002年においても、「長期評価」が、「深刻な災害が万が一にも起こらないようにする」という安全性を検討するにあたって、無視できない情報・知見であったことは明らかです。そして、この「長期評価」の情報・知見に謙虚に耳を傾け、実際に被告東京電力が2008年になってから行った明治三陸沖地震の波源モデルを用いた津波の試算をしていけば、福島第一原子力発電所の所在地に最大O. P. +15.7メートルの津波高の津波が押しよせる可能性があるという結論を導くことが可能でした。

また、「長期評価」のほかにも、福島第一原子力発電所の所在地に全交流電源喪失をもたらす程度の津波の可能性を示唆する情報・知見は複数ありました。ただ、被告らは、これらの情報・知見の存在を認めつつも、結局は「津波評価技術」に勝るものではなく、考慮に値しなかったという結論を主張しています。しかし、原子力発電所の安全性確保のために求められるのは、「深刻な災害を万が一にも起こさない」ようにするという慎重・謙虚な対応です。そこでは、学術的に「津波評価技術」よりも上かどうかではなく、安全性を確保するために、否定できない危険性を示唆する情報・知見であったかが重要です。

被告東京電力は、2013（平成25）年3月29日に、「福島原子力事故の総括および原子力安全改革プラン」を公表しました。その中で、被告東京電力は、「津波という不確かさが大きな自然事故に慎重に対処するという謙虚さが不足した」と反省を述べています。「長期評価」を初めとする情報・知見に対する慎重さ、謙虚さが不足していたことは、被告東京電力自身が認めていることなのです。

「津波評価技術」に依存し、「津波評価技術」に従ったため、全交流電源喪失をもたらさうるO. P. +10メートルを超える浸水高の津波を予見できなかったとする被告らの主張は、原子力安全の見地からすると、不十分な見解に依拠しすぎた予見義務違反を自白する主張でしかありません。

被告らにおいて、原子力安全に関し、危険性を示唆する情報・知見に謙虚に耳を傾けていれば、2002年遅くとも2006年の時点で、福島第一原子力発電所において、全交流電源喪失をもたらさうる程度の津波、すなわちO. P. +10メートルを超える浸水高の津波が到来することを予見することは十分可能だったのです。

以上